

奥州市議会委員会条例新旧対照表

改正後			現 行		
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。この場合において、議長は、常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）にならないものとする。			(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。この場合において、議長は、常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）にならないものとする。		
名称	委員の定数	所管事項	名称	委員の定数	所管事項
総務常任委員会	6人	政策企画部、総務部、財務部、協働まちづくり部、会計課、議会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	総務常任委員会	6人	総務企画部、財務部、協働まちづくり部、会計課、議会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
略	略	略	略	略	略